

文 書 料 金 の 改 定 に つ い て (お 知 ら せ)

文書の料金を下記のとおり改定する予定です。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

- 改定時期 令和7年7月1日
- 改定内容 令和7年7月1日0時以降の文書については改定後の料金が適用されます。
- 経過措置

令和7年6月30日前に「診療費明細証明その他これに類するもの」の「その他のもの」以外の文書の交付の申請をした方に係る当該文書の料金については、現行料金で請求します。

現 行					改 正 後	
区 分		料 金			区 分	料 金
診断書、証明書その他これらに類するもので医師の判断を要するもの	産科医療補償制度認定診断書	1通につき 14,273円 (消費税が課される場合においては、15,700円)	⇒	産科医療補償制度認定診断書	1通につき 14,273円 (消費税が課される場合においては、15,700円)	
	自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき5,000円 (消費税が課される場合においては、5,500円)	⇒	自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき6,000円 (消費税が課される場合においては、6,600円)	
診断書、証明書その他これらに類するもので医師の判断を要するもの	その他のもの	診断書のうち病状経過等の証明内容が複雑なもの	⇒	診断書	1通につき4,800円 (消費税が課される場合においては、5,280円)	
		死亡診断書、出生証明書及び診断書のうち病状経過等の証明内容が簡易なもの	1通につき3,273円 (消費税が課される場合においては、3,600円)			⇒
		身体検査の証明その他記載内容が簡易なもの	1通につき2,637円 (消費税が課される場合においては、2,900円)			⇒
証明書その他これに類するもので医師の判断を要しないもの	診療費明細証明その他これに類するもの	自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	⇒	自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき6,000円 (消費税が課される場合においては、6,600円)	
		その他のもの	1通につき3,364円 (消費税が課される場合においては、3,700円)	⇒	諸証明書 (医師の判断を要しないもの)	1通につき2,000円 (消費税が課される場合においては、2,200円)
	所得税に係る医療費控除のための証明その他これに類するもの	1通につき1,819円(消費税が課される場合においては、2,000円)	⇒			
入院又は通院期間の証明その他これに類するもの	1通につき1,819円(消費税が課される場合においては、2,000円)	⇒				